

**水域の生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る
農薬登録基準の設定を不要とする農薬について（クマリン系）**

下記農薬のクマリン系はワルファリンを成分とする殺そ剤であり、その作用機構はビタミンKの代謝拮抗物質で血液凝固を阻止し、腹腔内の内出血で死亡する。

本邦での初回登録は1951年である。

製剤は粒剤、粉末及び水溶剤が、適用作物等は貯蔵穀物等及び野そが加害する農作物等として登録されている。

本剤は、倉庫内での使用、そ穴への配置使用又は容器・包装に封入された状態での配置使用に限定されることから、当該農薬の成分物質等が河川等の水系に流出するおそれが極めて少ないと考えられる。

このため、「殺そ剤に係る農薬登録基準の設定について（対応案）」（令和2年1月10日中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第73回）了承）に基づき、「水系へのばく露のおそれが極めて少ないと認められる農薬」に該当するものとして、水域の生活環境動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録基準の設定を行う必要がない農薬として整理したい。

記

農薬名	使用目的	適用場所	使用方法の概要
クマリン系	殺そ剤	倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 水に溶かし、容器に入れて、ねずみの通路等に配置する。 ➤ 本剤をそのまま、又は小麦粉等でうすめたものを、ねずみの出入口、通路等に散布する。 ➤ ねずみの通路より1～0.5m離れた物陰に配置する。ねずみの喫食により減量した量だけ補充し、減量しなくなるまでこれを4～5日間くり返す。
		農地、山林等	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本剤をそのまま、又は紙包み等にしそ穴に投入する。防水性小袋の場合は、野その通路等にそのまま配置する。 ➤ 本剤10g～100gをベイトボックスに入れ、適宜配置する。